

刈谷市地域生活支援事業

移動支援事業 ガイドライン



はじめに

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害のある人に外出の支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

このガイドラインは、移動支援事業の利用方法について、刈谷市内の移動支援事業所のご協力のもと、刈谷市障害者自立支援協議会の相談支援部会で検討を重ねて作成しました。

目 次

1	対象者	1
2	実施方法	1
3	利用者負担	2
4	単価表	2
5	対象となる支援	3
6	対象とならない支援	4
7	障害福祉サービスが優先となる支援	5
8	特例的に認められるもの	5
9	Q&A	6
10	注意事項	8
11	事業所一覧	9

誰が利用できるの？

1 対象者

身体障害児（者）
（身体障害者手帳1
級または2級を有
し、肢体不自由の
人）

知的障害児（者）

精神障害児（者）

難病患者

関節リウマチ患者

2 実施方法

利用者1名に対して、外出における目的地までの移動の支援を行います。



利用した場合はお金がかかるの？

3 利用者負担

移動支援を利用した場合、原則1割を利用者が負担します。利用者負担は、利用者の属する世帯の所得状況によって負担上限月額があります。ただし、交通費などは実費を負担します。



※利用者の属する世帯とは

【18歳以上】本人及び配偶者

【18歳未満】保護者の世帯

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	市民税非課税世帯の人	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割額28万円未満）の居宅で生活する障害児	4,600円
	市民税課税世帯（所得割額16万円未満）の居宅で生活する障害者	9,300円
一般2	上記以外の人	37,200円

4 単価表

※夜間・早朝は別料金になります。

※単価の1割が利用者負担になります。

身体介護を伴う		身体介護を伴わない	
～30分	2,540円	～30分	1,050円
～1時間00分	4,020円	～1時間00分	1,970円
～1時間30分	5,840円	～1時間30分	2,760円
～2時間00分	6,670円	～2時間00分	3,460円
～2時間30分	7,500円	～2時間30分	4,160円
～3時間00分	8,330円	～3時間00分	4,860円
～3時間30分	9,160円	～3時間30分	5,560円
～4時間00分	9,990円	～4時間00分	6,260円

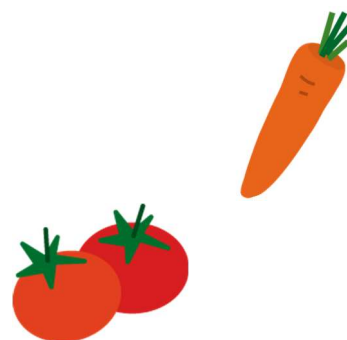
どういうときに利用できるの？

5 対象となる支援



社会生活上必要不可欠な外出

- 今後の生活において必要な手続きであり、目標達成後の継続性がないもの
(学校、施設の見学や利用手続き、入学手続きなど)
- 買い物や行事への参加など
(ショッピングモールやスーパー、各種団体の行事や会合など)
- 冠婚葬祭など
(通夜、葬式、お見舞いなど)

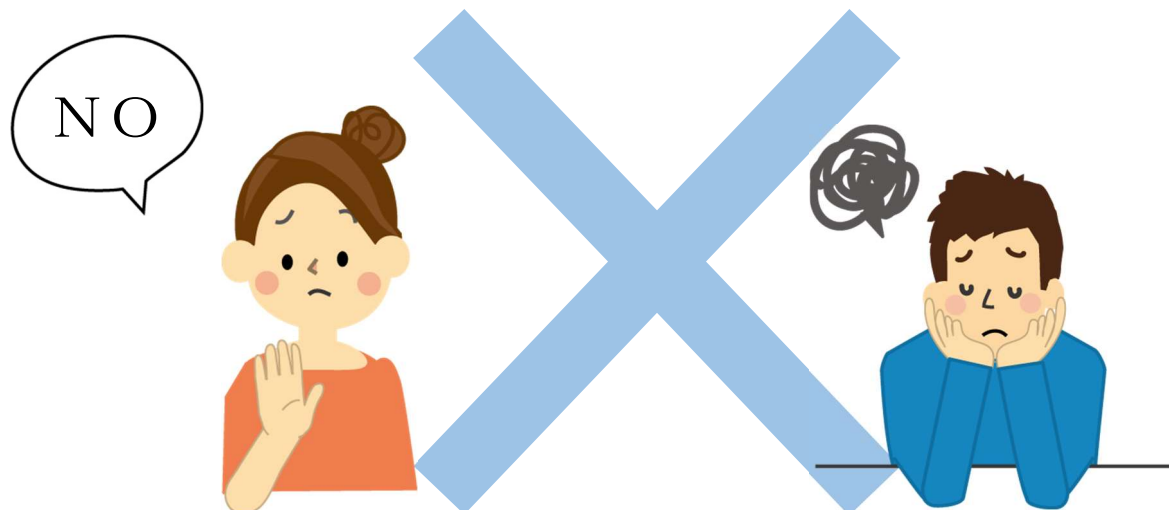


余暇活動等の社会参加のための外出

- 自己啓発や教養を高めるもの
(講演会、博覧会、文化教養講座など)
- 健康増進を図るもの
(散歩、トレーニングジム、プールなど)
- 生活の内容、質の充実を図るもの
(レクリエーション、映画鑑賞、コンサートなど)



6 対象とならない支援



通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

通勤、営業活動など収入を得るもの



通年または長期にわたる外出

通園・通学、サービス事業所への通所など



社会通念上適当でない外出

宗教活動、政治活動、公序良俗に反するもの



介護保険で対応できるサービスを受けられる場合は、対象外になります。

7 障害福祉サービスが優先となる支援

官公署、通院、相談支援事業所、
障害福祉サービス事業所見学
への同行



居宅介護（通院等介助）

視覚障害により外出時の支援



同行援護

重度訪問介護の対象者が外出



重度訪問介護



8 特例的に認められるもの

通学・通所のための訓練



最大1か月間

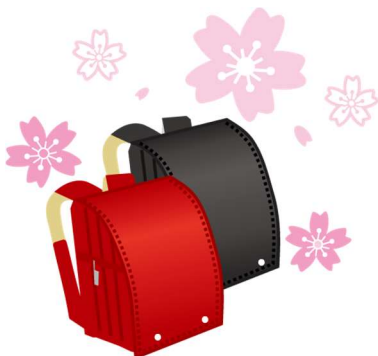
介助者のケガや病気などによ
る緊急時における通学・通所



ケガ・病気：回復するまでの間（最
大6か月間）

出産：出産予定日の8週間前（多
胎妊娠は14週間前）から
出産日以降8週間経過す
るまでの間

災害：復旧までの間（最大6か月
間）



こういう場合はどうなるの？

9 Q & A

利用者向け



Q1 現地集合や現地解散は可能ですか？

A 利用方法や利用者負担は事業所との契約内容によりますが、現地集合や現地解散は可能です。

Q2 片道での利用は可能ですか？

A 片道でもサービス提供可能な事業所であれば利用することはできます。なお、利用事業所との契約内容により、ヘルパーの交通費を利用者が負担しなければならない場合があります。

Q3 長距離の対応は可能ですか？

A 1日の範囲内（日付を超えない範囲）なら利用可能です。

Q4 家族同伴の外出や家族が運転する車での利用は可能ですか？

A 利用できません。

Q5 ヘルパーの食事代は利用者負担ですか？

A 食事代については、事業所と利用者で食費負担を協議して頂くことになります。

Q6 ヘルパーの交通費や入館料などは利用者負担ですか？

A 交通費や入館料などの取扱いは利用事業所との契約内容によりますが、概ね利用者負担になります。

Q7 外出前の準備や買い物後の購入品の収納などは可能ですか？

A 身体介護を伴う場合のみ利用可能です。

Q8 排泄介助は可能ですか？

A 身体介護を伴う場合、外出直前または外出中に支援が必要であれば可能です。

Q 9 グループホーム入居者・施設入所者も利用可能ですか？

A グループホーム入居者は利用可能です。施設入所者は、原則として入所中は利用不可ですが、外泊許可を取った上で一旦自宅に戻ってからの買い物などの移動で、入退所と同日でない場合のみ利用可能です。

Q 1 0 習い事に通うための利用はできますか？

A 習い事は、通常通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用できません。ただし、18歳以上で目的が社会参加や余暇活動と認められる場合は、対象となります。

Q 1 1 プール支援は可能ですか？

A プール内で、実際に身体に触れて支援する場合は、身体介護を伴う場合のみ利用可能です。身体介護を伴わない場合は見守りなら可能です。ただし、夏休み期間の学校でのプールへの登下校及びプール内での支援には利用できません。

Q 1 2 学校行事（遠足、社会見学など）で外出する際に利用は可能ですか？

A 遠足、社会見学などは学校生活の一環となるため、利用はできません。

Q 1 3 入退院、入退所の際に利用は可能ですか？

A 入退院、入退所の際は移動支援としてではなく、通院等介助のサービスになります。

Q 1 4 障害福祉サービスと移動支援はどちらを優先して利用すればよいですか。

A 障害福祉サービスを優先して利用してください。ただし、障害福祉サービスで対応できない、障害福祉サービスの支給量が不足している、または急な利用が必要で障害福祉サービスの支給決定が間に合わない場合などは利用できます。



事業所向け

Q1 電車やバスで移動中の時間や駅やバス停で待っている時間は算定されますか？

A 移動中または待機中にも支援が必要な場合は算定可能ですが、支援を必要としない時間については算定できません。

Q2 グループ支援型は実施できますか？

A 実施できません。個別支援型でご利用ください。

Q3 自宅へ訪問した際に本人の状況が変わり、外出することが難しく自宅で過ごした場合に算定されますか？

A 算定されません。

Q4 ヘルパーの運転は可能ですか？

A ヘルパーの運転による移動支援は認められません。

10 注意事項

- (1) 利用者を受け入れる際は、事前説明を実施してください。
- (2) 適切なサービスを提供できるよう、無理のない勤務体制を定めておいてください。
- (3) 支援者の資質向上のために、研修などの実施や参加をお願いします。
- (4) サービスの提供に関する記録を整備してください。(サービス提供後5年間保存)
- (5) 業務上知り得た秘密を漏らさないでください。

わからないことや迷ったときは、
刈谷市役所 福祉総務課へ
ご相談ください。



刈谷市にはどんな事業所があるの？



1 1 事業所一覧

No.	事業所名	事業所住所	連絡先	対象者
1	刈谷市社会福祉協議会 訪問介護事業所	下重原町 3-120	27-5415	特定なし
2	ニチケアセンター幸町	幸町 2-5-10	62-9026	特定なし
3	ヘルパーステーション ゆずのきの家	半城土町本郷 55	28-9857	身・知・精・児
4	ラルあゆみ	稲場町 1-302	21-9336	身・知・児
5	ヘルパーステーション なんてん	今川町 2-810	35-5030	身・知・児
6	ヘルパーステーション こころ	中手町 2-603	93-3463	特定なし
7	愛とすずらん	板倉町 1-2-8	24-1601	特定なし
8	ニチケアセンター富士松	今川町 2-707 A号 室	35-8288	特定なし
9	ユースタイルケア 刈谷センター	東境町大坪5-1	70-7321	特定なし



刈谷市 福祉健康部 福祉総務課

電話 0566-62-1208／FAX 0566-24-3481

メールアドレス fukusou@city.kariya.lg.jp

【 平成29年6月発行 】

【 平成31年6月改訂 】

【 令和3年12月改訂 】

【 令和6年8月改訂 】

【 令和7年3月改訂 】